

## 第28号議案

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

( 島根県情報公開条例の一部改正 )

第 1 条 島根県情報公開条例 ( 平成12年島根県条例第52号 ) の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第 3 章の章名を次のように改める。

### 第 3 章 審査請求等

第19条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法 ( 昭和37年法律第160号 ) の規定に基づく異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

( 審理員による審理手続に関する規定の適用除外 )

第19条の 2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法 ( 平成26年法律第68号 ) 第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第20条第 1 項各号列記以外の部分中「公開決定等」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、「又は決定」を削り、同項第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第 3 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条の見出しを「 ( 審査請求に対する裁決 ) 」に改め、同条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第 2 項中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同項第 1 号中「不服申立て」を「審査請

求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第24条第1項及び第3項中「公開決定等」を「公開決定等又は公開請求に係る不作為」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第25条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第26条及び第27条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第28条の見出し中「閲覧」を「写しの送付等」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第28条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第24条第4項又は第26条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第30条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第30条の2中「公開決定等」とあるのは「利用決定等」を「公開決定等又は公開請求に係る不作為」とあるのは「利用決定等又は利用請求に係る不作為」

に改め、「の利用決定等」の次に「又は利用請求に係る不作為」を加え、「、同条第4項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「、不服申立人」とあるのは「、異議申立人」と、同項及び第25条から第28条までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、第25条第2項及び第30条中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と」を削る。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第3章第4節の節名を次のように改める。

#### 第4節 審査請求等

第33条の2の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第33条の3 開示決定等、訂正等の決定、利用停止決定等又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第34条第1項各号列記以外の部分中「利用停止決定等」の次に「又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、「又は決定」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2項第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立

人」を「審査請求人」に改める。

第35条の見出しを「（審査請求に対する裁決）」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2項中「該当する裁決又は決定」を「該当する裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第38条第1項及び第3項中「又は利用停止決定等」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「、不服申立人」を「、審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第39条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第40条及び第41条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第42条の見出し中「閲覧」を「写しの送付等」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第42条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第38条第4項又は第40条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があると

きは、この限りでない。

第44条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

( 島根県公文書等の管理に関する条例の一部改正 )

第3条 島根県公文書等の管理に関する条例(平成23年島根県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

( 審理員による審理手続に関する規定の適用除外 )

第22条の2 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第23条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「利用決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく異議申立て」を「利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求」に改め、同項第1号中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定に」を「裁決に」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第24条の見出しを「(審査請求に対する裁決)」に改め、同条第1項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2項中「決定を」を「裁決を」に改め、同項第1号中「異議申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同項第2号中「異議申立て」を「審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

( 職員の給与に関する条例の一部改正 )

第4条 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第15条の7第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

( 職員の退職手当に関する条例の一部改正 )

第 5 条 職員の退職手当に関する条例 ( 昭和 29 年 島根県条例第 8 号 ) の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 4 項中「行政不服審査法 ( 昭和 37 年法律第 160 号 ) 第 14 条第 1 項又は第 45 条」を「行政不服審査法 ( 平成 26 年法律第 68 号 ) 第 18 条第 1 項本文」に改める。

( 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 )

第 6 条 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ( 平成 16 年 島根県条例第 74 号 ) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

( 島根県行政手続条例の一部改正 )

第 7 条 島根県行政手続条例 ( 平成 7 年 島根県条例第 24 号 ) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 12 号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

( 島根県県税条例の一部改正 )

第 8 条 島根県県税条例 ( 昭和 51 年 島根県条例第 10 号 ) の一部を次のように改正する。

第 5 条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

( 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正 )

第 9 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例 ( 昭和 29 年 島根県条例第 6 号 ) の一部を次のように改正する。

第 24 条の 3 第 2 項中「行政不服審査法 ( 昭和 37 年法律第 160 号 ) 第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法 ( 平成 26 年法律第 68 号 ) 第 18 条第 1 項本文」に改める。

( 島根県建築審査会条例の一部改正 )

第 10 条 島根県建築審査会条例 ( 昭和 25 年 島根県条例第 45 号 ) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 3 号中「第 94 条第 1 項」を「第 94 条第 1 項前段」に改める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。